

10. 企業年金分野

<p>企業年金(1)</p>	<p>確定拠出年金における規約承認申請手続の簡素化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>一部の例外を除き、企業型確定拠出年金の規約変更手続については、労使合意による変更承認申請が必要とされている。 現在、労使合意を必須としなくとも明らかに受給権保護等の問題は生じないと考えられる規約変更(法改正に伴い一斉に行われる変更等)まで労使合意を求められている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>確定拠出年金法第5条、第6条 確定拠出年金法施行規則第5条、第7条</p>
<p>要望内容</p>	<p>①労使合意不要の規約変更範囲を拡大すること等、規約変更手続を簡素化していただきたい。 ②明らかに受給権保護等の問題が生じない(加入者等に不利益が生じない)変更については、確定拠出年金法施行規則第5条第1項に定める「軽微な変更」として承認申請ではなく届出で可能とする等、手続きを簡素化していただきたい。 ③また、「軽微な変更」に挙げられる事項は真に労使合意が必要であるかを勘案の上、確定拠出年金法施行規則第5条第2項に定める「特に軽微な変更」として労使合意を要しない届出とすることの可否を検討いただきたい。</p>
<p>要望理由</p>	<p>明らかに受給権保護等の問題が生じない(加入者等に不利益が生じない)変更であるにも関わらず、変更承認申請を求められるものが存在する。 また、加入者等の利益を害する恐れのないと認められる場合には、労使合意を不要とすることで制度運営コストの軽減に繋がることが見込まれるため、ケースに応じて簡素化するという視点でご検討いただきたい。 本要望については、20年度省令改正で措置済みとされているが、措置内容が限定的である。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課</p>

企業年金(2)	確定拠出年金における個人情報取り扱いの緩和【新規】
規制の現状	<p>確定拠出年金において個人情報を取り扱う場合に、</p> <p>①資格喪失後の加入者等の情報(退職後の各個人情報など)を旧事業主と運営管理機関との間で情報交換することは、第三者提供となり、「本人の同意がある場合または個人情報保護法の定めがある場合」を除き認められていない。</p> <p>②運営管理機関が直接入手した加入者等の情報(各個人の投資情報など)を事業主に対し提供することは、第三者提供となり、確定拠出年金法に基づき「本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合」を除き認められていない。</p>
根拠法令等	個人情報の保護に関する法律第23条、確定拠出年金法第99条
要望内容	<p>①移換未了者情報に関する取扱要件の一部緩和 移換未了者の場合には、本人の同意を得ないで個人情報を旧事業主と運営管理機関との間で情報交換することを認めていただきたい。</p> <p>②投資情報に関する取扱要件の一部緩和 一定範囲までの投資情報の場合には、本人の同意を得ないで個人情報を運営管理機関が事業主に対し提供することを認めていただきたい。</p>
要望理由	<p>①確定拠出年金制度(企業型)においては、資格喪失後6ヶ月以内に加入者が自ら自分の資産の移換手続をとらなければ資産は国民年金基金に自動移換されてしまう。その数は2007年度末で約12万名にのぼっており、いわゆる「自動移換者問題」が生じている。これに対し、資格喪失時に該当者に対し各運営管理機関から手続きの案内を行っているが、退職と同時に転居しているケースがあり、案内が返送になってしまう等、案内自体が出来ないケースが見られる。</p> <p>制度を採用している事業主であれば、退職後の各種手続のために所在を把握しているケースは多いが、資格喪失時以降の旧事業主と運営管理機関との間の情報交換は第三者提供となるため本人の同意が必要となってしまう、本人の同意なしに転居事実や転居先等についての情報交換を行うことは現実的に困難である。</p> <p>そのため、このような案内を行う目的に限定し、本人の同意を得ないで資格喪失後の加入者に関する転居事実や転居先等についての情報を旧事業主と運営管理機関との間で情報交換することを可能にしていきたい。</p> <p>②確定拠出年金(企業型)を採用している事業主は加入者に対し投資教育を行う必要があるが、加入者個々によって制度や投資知識の理解度は異なり、特に、制度導入以降に行う「継続教育」は、加入者一律の内容が適さないケースが多い。</p> <p>事業主に対し運営管理機関が各加入者の一定範囲までの投資情報を提供するためには本人の同意が必要であるが、手続きも煩雑であり、ほとんど利用されていない。</p> <p>そのため、投資教育目的に限定し、本人の同意を得ないで一定範囲までの投資情報を運営管理機関が事業主に対し提供することを可能にしていきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	内閣府、厚生労働省

<p>企業年金(3)</p>	<p>確定給付企業年金における受給者給付減額に関わる承認基準及び一時金支給要件の緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>確定給付企業年金受給権者への給付減額実施の際は、 ①ア. 経営悪化、 イ. 掛金負担の大幅上昇 の何れかが理由として必要であるが、当局のア. イ. に関する認可基準が厳格である。 ②受給権者の内、希望する者に対し、最低積立基準額を一時金として給付する必要がある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>確定給付企業年金法施行令 第4条 確定給付企業年金法施行細則 第5条、第6条</p>
<p>要望内容</p>	<p>①年金受給権者への給付減額実施については、施行令で定められている全受給権者の3分の2以上の同意があれば、認可されるべきである。 ②給付減額時に支給できる一時金の水準については、全受給権者の3分の2以上の同意があれば、柔軟に設定可とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①現状、当局の認可基準が厳格であるため、受給者の給付減額実現が極端に難しくなっており、加入者(現役世代)とのバランスを著しく欠いた状況にある。同意を前提に受給権者にも応分の負担を求めることができるようにすべきである。 ②現状、受給権者への給付減額実施の際は、希望する者に対し、最低積立基準額を一時金として給付する必要があるが、 ア. 給付水準が高いためキャッシュアウトが多く、年金加入者(現役世代)にその負担を強いることになること、 イ. 退職時点で一時金を選択した者とのバランスを欠いていること、 を考慮し、要望内容とすべきである。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課</p>

企業年金(4)	確定給付企業年金における規約の承認・認可申請書類等の簡素化
規制の現状	確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続においては、「要望内容」に記載の①～⑤のとおり書類等が必要とされている。
根拠法令等	「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)別紙3 確定給付企業年金法附則第25条
要望内容	<p>認可申請における書類について、以下の措置をお願いしたい。</p> <p>①「加入者となる者の数を示した書類」について、計算基準日時点での加入者数は「給付の設計の基礎を示した書類」もしくは「財政再計算報告書」で確認できるため不要としていただきたい。</p> <p>②適格年金から権利義務承継により確定給付企業年金へ移行する場合、「権利義務移転の限度を示した書類」は全部の移転しかないため、不要としていただきたい。</p> <p>③「資産管理運用契約に関する書類」および「業務委託に関する書類」は、受託機関の変更時等にも提出しないことから、不要としていただきたい。</p> <p>④「…の同意を得たことを証する書類」は、基金・事業主が証明する書類のみとし、「同意書」の提出が不要であることを明確化していただきたい。</p> <p>⑤年金受給権者のみが存在する閉鎖適年から、権利義務承継により確定給付企業年金へ移行する場合、被用者年金被保険者の過半数(もしくは過半数で組織する労働組合)の同意を不要とする等、通常の適年から確定給付企業年金への移行に比べ、簡便的な取り扱いを認めていただきたい。</p>
要望理由	<p>①～②については、「要望内容」のとおり。</p> <p>「要望内容」③は現在、契約の案文を添付して、「資産管理運用契約の締結」「業務委託契約の締結」を確認いただいているところであるが、当該締結先の受託機関の名称については、規約に明記されているので、それをもって契約締結を確認していただく等検討していただきたい。(もしくは、予め受託機関から契約書のひな型を提出することによって、契約書(案)の添付を省略する等)</p> <p>「要望内容」④は、「給付減額等受給権が侵害される恐れがある場合」と「それ以外の変更を行う場合」の別に、「同意書」の取扱いを明確化し、特に後者について添付書類の簡素化の観点からの検討を要望する。</p> <p>「要望内容」⑤は年金受給者については、制度変更を行うことなく、適格年金における年金給付をそのまま確定給付企業年金へ権利義務承継することとなり、不利益変更が発生する訳ではないので、通常の確定給付企業年金への移行に比べ、簡便的な取り扱いを要望するもの。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(5)	確定給付企業年金における事務書類手続の簡素化及び電子化
規制の現状	<p>複数の事業所が一つのグループ年金規約で運用をする場合、確定給付企業年金法の体系が厚生年金適用事業所ベースとなっているため、グループ全体の退職年金制度にもかかわらず、事務作業(各事業所への同意・捺印作業など)が紙ベースで大量に発生する。</p>
根拠法令等	確定給付企業年金法第2条他
要望内容	<p>①紙ベースの書類が多いので、電子申請・電子承認等の枠組みを検討して欲しい。</p> <p>②確定給付企業年金を規約型で共同で実施する場合、事務作業を代表事業主に一任できる範囲を広げて欲しい(例えば適用事業所の住所変更は適用事業所の捺印なしで、代表者捺印で可とする等)。</p> <p>③グループ年金規約に追加で入る場合の手続きを簡素化して欲しい。(②と関係するが、適用事業所単位なので、折角グループ全体の過半数労働組合があるにもかかわらず、適用事業所によってはその適用事業所の過半数代表者に捺印を依頼する必要がある等。)</p>
要望理由	<p>事務手続の簡素化を実現することにより、規約型の確定給付企業年金を採用する会社が増加することを期待する。</p> <p>折角グループとして事務作業をまとめているのに、各事業所に頻繁に捺印依頼をするため非効率的になっている(持株会社体制の会社にとっては事務作業が煩雑である)。</p> <p>持株会社体制の会社において、同様の規約型確定給付企業年金に入っているケースでは、1社で退職金運営をしているようなものであり、規制緩和しても問題はないと考える。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(6)	確定給付企業年金の財政検証に伴う掛金追加拠出の要件緩和 【新規】
規制の現状	<p>企業年金財政の健全性検証のため、現行の財政検証では、①継続基準②非継続基準の二つの基準を設けている。両基準とも、一定の条件下における、年金資産積立状況と制度加入者・受給権者の受給権(退職給付債務等)を比較した上で、一定の基準に適合しない場合(一定の積立水準にない場合)は、強制的に掛金拠出(事業主拠出)を行う必要がある。</p>
根拠法令等	<p>確定給付企業年金法第62条、第63条 同施行規則第56条、第58条、第59条</p>
要望内容	<p>具体的な要望としては、①掛金引き上げの最長3年間凍結、②継続基準に抵触した場合の掛金拠出について、不足金全額を解消するような掛金を計算するのではなく、許容繰越不足金を超える不足金のみを解消するような掛金計算も行えること(恒久的措置とすると、基金財政健全化の点で問題となるので、「一定期間限定措置」でもよいので検討いただきたい。)、③現状の非継続基準の弾力化措置の延長、である。</p>
要望理由	<p>現下の経済環境・資産運用環境は極めて厳しく、確定給付企業年金の財政は、平成19年度に続き平成20年度はさらに悪化する見込みである。母体企業の業績も急激に悪化しており、何とか企業年金を維持していこうとする基金や母体企業に対し、財政検証結果により更なる掛金拠出等を求めることは、かえって企業年金制度存続の道を断つことにつながる可能性がある。企業年金は、中長期的な観点に立って資産運用及び財政運営をすべきであり、一時的な積立不足への緩和措置が必要である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課</p>

企業年金(7)	確定拠出年金における脱退一時金の企業年金連合会への移換【新規】
規制の現状	企業年金間のポータビリティにおいて、確定拠出年金の資産は、他の企業年金制度への移換が認められていない。
根拠法令等	厚生年金保険法第144条の3、第160条および第160条の2、第161条、第165条及びその2・3・6 確定給付企業年金法第81条の2、第91条の2、第115条の2・3、第117条の2等
要望内容	企業年金の通算センターである企業年金連合会への移換を可能することにより、企業型確定拠出年金の脱退時の選択肢を拡大していただきたい。
要望理由	<p>①確定拠出年金がなくかつ確定給付企業年金・厚生年金基金制度を実施する企業へ再就職した者は、原則として個人型確定拠出年金の運用指図者になるが、これにより新たな掛金を積み上げることなく運用のみを行うこととなり、年金資産を増やすことは容易ではない。</p> <p>②平成21年度与党税制改正大綱において検討事項とされた個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大(他の企業年金がある従業員の加入)について、上記課題は解決方法の一つではあるが、一定の掛金負担を必要とすることからすべての企業型確定拠出年金の脱退者に受け入れられるとは限らない。</p> <p>③一方、年金の通算センターである企業年金連合会では、年金資産の移換により、若干の事務費負担のみで、将来2.25%の給付利率で確定年金を受け取ることができるが、確定拠出年金からの移換は認められていない。</p> <p>④そこで、個人型確定拠出年金への加入を望まない者の移換先として、企業年金の通算センターである企業年金連合会を選択できることとして、企業型確定拠出年金脱退時の選択肢を拡大し、確定拠出年金制度の利便性の向上を図ることが可能となる。</p> <p>また、これにより、企業年金連合会の企業年金通算センターとしての機能を強化し、企業年金制度全体の普及に資する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課